第7章 環境を守り育てる人と しくみづくり

第1節 連携・協働による環境学習の推進

1.環境学習の必要性

千葉県では、高度経済成長期以降、急激な工業 化と都市化が進む中で、私たちはさまざまな環境 問題を経験してきました。事業活動に起因する大 気汚染や水質汚濁などの公害問題については、法 律や県独自の条例・協定の規制・指導により大き く改善されました。また、自動車排ガスによる大 気汚染、生活排水による身近な川や沼・海の汚濁 など、都市・生活型の環境問題は、まだ、環境基 準を達成できない地域も残されていますが、自動 車の規制や下水道の整備等により改善されつつあ ります。

一方、生活様式の変化や生活が豊かになったことにより、私たちの消費生活は、拡大しましたが、その反面、ごみなどの廃棄物の増加をもたらしました。環境に対するモラルやマナーの欠如によって引き起こされる、ごみのポイ捨てなど、身近な問題も後を絶ちません。

さらには、開発にともなう自然環境の喪失、林 業の衰退による山林の荒廃、農村の高齢化等によ る耕作放棄地の増加、産業廃棄物の不法投棄など の問題にも直面しています。

また、私たち人間活動の拡大によって地球の温暖化が急速に進んでいます。すでに世界各地で氷河の後退、熱波、干ばつ、洪水など異常な気象現象や生態系への影響が問題となっています。私たちの将来の世代、そして人間だけでなく、地球上の多くの生物の存続に関わるほどの危機的な状況に直面しようとしています。

私たちは、温暖化などの地球的規模の環境問題や、途上国における貧困や人口問題などとも無縁ではありません。大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、膨大な資源とエネルギーを必要としますが、それらの開発・乱用にともなって、世界各地で自然の消失・破壊が進み、地

域社会の荒廃を招き、さらには貧困化を進めるなどの問題を引き起こしています。

しかし、このような環境問題を解決するための 世界的な取組が推進され、意識や関心が高まって きています。

私たち一人ひとりの環境保全活動への取組や各主体の協働による取組を推進することにより、環境問題を解決し、持続可能な社会の創造に向かうことができます。

そのためには、子どもから大人まで、また、学校・家庭・地域・職場などさまざまな場で、環境問題を理解し、いのちを大切にする心を育て、自ら進んで環境を守るために行動する人づくりが重要です。そして、その基盤となる環境学習の取組を積極的に推進していくことが必要です。

2. 千葉県の環境学習の取組と課題

環境学習については、平成4年3月に「千葉県 環境学習基本方針」を定めて、県民が自主的に学 習活動を実践していくことを目標に、「機会づくり、 教材づくり、指導者づくり、拠点づくり」など総 合的な取組を進めてきました。

特に学校教育においては、教員への環境教育研修を継続的に実施するとともに、指導資料集などを作成し、各学校の「総合的な学習の時間」を中心に、地域の特性に応じた環境教育の推進を図ってきました。

このような取組が基盤となって、県民の環境への関心は高まり、環境保全活動の輪が着実に広がってきてはいますが、なお一層の広がりが必要です。

国においては、15年7月に環境保全活動の重要性を踏まえ、持続可能な社会づくりの基盤となるよう「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、16年9月には、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が示されました。世界においては、17年から「国連持続可能な開発のための教育の10年」(D-ESD)が推進されています。

地球温暖化や生物多様性など、環境問題の深刻

化や、次のような課題に取り組むことが必要に なってきました。

- ・主体の役割分担の明確化と連携・協働のしくみ づくり
- ・学校での環境学習と各主体との連携の強化
- ・環境学習の拠点となる関連施設間の連携の強化
- ・地域の環境保全活動から学ぶ環境学習の推進
- ・持続可能な開発のための教育(ESD)につな がるプログラムや機会の充実

3.新千葉県環境学習基本方針

そこで、平成19年9月に県民参加により、新千葉県環境学習基本方針を策定しました。本方針は、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第8条(地方自治体は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針等を作成・公表するように努める)に基づき、また、「千葉県環境基本条例」第9条に基づく「千葉県環境基本計画」及び条例第18条(環境の保全に関する学習の推進)を踏まえ、環境学習の推進を図っていくうえでの基本的な考えとその方向を定めたものとして位置付け、各主体が環境学習を推進するための根拠となるものです。

(1)県民参加による方針策定のプロセス

平成18年11月から12月にかけて、環境基本計画、生物多様性ちば県戦略、環境再生計画と千葉県環境学習基本方針の策定を目指して、市民団体がタウンミーティング実行委員会(44団体)をつくり、「ちばの環境づくりタウンミーティング」が全体で20回開催されました。このうち、環境学習を主課題とした集会が3回開催され、ここで出された意見をもとに県が素案を作成しました。

タウンミーティングの参加者から「環境学習基本方針をつくろう会(以下つくろう会)」が組織され、県民と県が共同で案をつくりました。県のパブリックコメント期間中に、つくろう会主催の説明会が県内5箇所で開催されました。県民や各界の意見をもとに、県が方針が策定しました。

(2)基本方針がめざすもの

持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性

を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動で きる人づくり

県民一人ひとりが、環境や環境問題に対する豊かな感受性と関心を育て、さらに、環境問題の現状やその原因について単に知識として知っているということだけではなく、実際の行動に結びつけていく能力、すなわち、問題を発見し、問題の根本原因を把握し、解決のための方法を見出し、必要な技能を身につけ、多くの人と協力して問題を解決する力を育むことが大切です。

(3)環境学習推進にあたっての視点

ア みんなが連携・協働し地域社会全体で取り組む

住民、学校、NPO、地域団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かし、相互に連携・協働して、地域社会全体で環境学習に取り組むことが必要です。

イ 地球温暖化防止に取り組む

地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動 に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因である可能性が非常に高いもの であり、私たちは、温室効果ガスの排出の少な い低炭素社会に変えていかなければなりません。 このことを理解し、地球温暖化防止にどのよう に取り組んだらよいかを学び、行動することが 重要です。

ウ 生物多様性の保全に取り組む

私たち人間は、生物の一員として他の生物とともにこの地球上で生きており、また、多くの生物に依存して生きています。環境学習により、いのちのつながりを学び、生物多様性を保全し、自然と共生する持続可能な社会を築くことが大切です。

エ 生涯にわたる学習活動として取り組む

環境学習は、国籍、人種、障害のあるなしに かかわらず、幼児から高齢者までの幅広い年齢 層を通じて継続的に行われることが必要です。

また、それぞれの成長段階に応じた目的と学 習内容に重点を置いて進めることが大切です。

オ 地域の環境保全活動から学ぶ

環境問題を解決するためには、様々な課題を 自らの問題として捉え、身近なところから行動 することが大切です。

地域で取り組んでいる環境保全活動を生かした環境学習を進めることが、一人ひとりが環境問題を身近なものとして考え、環境問題を自ら解決する人づくりにつながります。

カ 環境問題を多面的・総合的にとらえる

地球温暖化防止、生物多様性などの環境問題は、大気、水、自然などの環境のみならず、資源・エネルギー、経済、食糧、貧困、人口、生産と消費、戦争と平和、先進国と途上国など、様々な要素が複雑に関連しあっていることから、その背景や原因を多面的・総合的にとらえ、どのように解決したらよいのかを考えることが必要です。

(4)環境学習推進の施策

各主体の取組が効果的に行われ、地域社会全体の取組へと広げていくためには、それぞれの役割や特性を生かした環境学習に取り組むとともに、お互いの立場を尊重したパートナーシップのもとで、連携・協働し、次の取組を推進・促進します。

- ・人材の育成と活用
- ・情報の提供
- ・プログラム・教材の開発
- 拠点の連携と場の活用
- ・機会の提供
- •調査研究
- ・県の率先取組

(5)推進体制

県民、学校、事業者、行政など環境学習に取り 組む各主体による連携・協働した環境学習を推進 するため、各主体で構成する「ちば環境学習ネットワーク会議」(以下「ネットワーク会議」という。) を設置します。このネットワーク会議では、環境 学習の情報収集や情報共有のシステムづくり、指 導者養成、プログラム・教材づくり、場づくりな どについて検討し、実施計画案を策定します。

また、環境関連部局、教育庁など、環境学習に 関連する行政各機関により構成する「環境学習推 進連絡会議」を設置し、緊密に連携・協力し、環 境学習の総合的・効果的な推進に努めます。

(6)財政的基盤の整備

本県においては、地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、 平成元年度末に、「千葉県地域環境保全基金」を 設置しました。環境学習を推進していく上でこの 基金の収益を有効に利用していきます。

また、ふるさと千葉の自然を守るとともに、里山や沼の失われた自然を再生し、未来へ伝える活動を支援するため、平成14年2月に創設された「ちば環境再生基金」を活用するほか、民間の環境関連基金や資金等を積極的に活用していきます。

4.環境学習の展開

(1)生涯学習としての取組

本県では、「千葉県環境学習基本方針」に基づき、 世代や経験に対応して、次のような事業を展開し ています。

ア 機会づくり

(ア) 県民環境講座の開催

環境や環境問題の現状について、県民に理解 を深めてもらい、今後の自主的な活動につなげ てもらうことを目的に、一般県民向けの環境学 習講座を8年度から開催しています。

(イ) NPOによる公募型環境学習事業

県民の環境学習の効果的な推進を図ることを 目的に、環境学習を専門とするNPOに環境講 座実施業務を委託する事業(公募方式)を15年 度から開始しています。

<環境講座の種類>

○体験型環境講座

一般県民(大人)向けの体験型環境講座で、19年度は、①ストップ地球温暖化千葉県推進会議による地球温暖化とエネルギー問題の講義及び体験 実習②NPO法人ちば環境情報センターによる 谷津田の観察を通した4コマまんがの制作の2つが実施されました。

○こども環境講座

県内小・中学生向けの体験型環境講座で、19年

度は、①NPO法人八千代オイコスによる川の調査を通して水の大切さ、豊かな自然環境の尊さを学ぶ体験学習 ②NPO法人エコネッちばによるケナフの刈り取りとそれを使っての紙づくり実習の2つが実施されました。

イ 教材づくり

「環境問題や環境にやさしい暮らしの方法を 説明した、わかりやすい教材の整備」を目標に、 教材づくりを進めています。これまで、環境学 習ガイドブック、ちば環境家計簿(エコアクション31)、環境学習用ビデオライブラリー、環境 学習キット等を整備しました。

12年度には、小学校5年生向け環境学習用副 読本「環境とわたしたち」をはじめ、環境白書 などを教材として県庁ホームページから提供で きるようにしました。

14年度には、市民等と協働で小学生向けの教 材である環境保全活動支援地図「エネルギーと 暮らし」を作成しました。

19年度には、家族のみんなで楽しくCO2削減に取り組んでもらうための小学生用「ちばCO2CO2ダイエット夏休み学習帳」や一般県民用「チャレンジシート」を作成しました。

ウ 指導者づくり

(ア) エコマインド養成講座の開催

環境について幅広い視点を持った環境学習・ 環境保全活動の指導者を養成することを目的に、 知識をつけるための一方的な講義形式の講座で はなく、参加体験型の講座を取り入れ、自らの 体験から学んでいく参加者主体の講座を5年度 から開催しています。

<コースの種類>

○県民コース

県民コースは、仕事をされている方が参加しや すいよう、平日コースの他に土日コースを設定し ています。

両コースとも12日間以上(必修・選択制)で、 県の試験研究機関の研究員や環境保全活動の実践 者を講師として様々な環境問題をテーマに講座を 行っています。また、更なるステップアップを目 指し、各地域の指導者となるよう、環境学習プログラムづくり等、実践的な活動の指導方法を学習しています。

○教員コース(19年度の報告)

教員コースは、1泊2日の「清和県民の森」での宿泊研修を行いました。地球温暖化防止をテーマにして、環境教育および温暖化に関する講義や、参加体験型地球温暖化防止プログラムの体験、プログラムづくりを実施しました。「総合的な学習の時間」の授業をどのように展開していったらよいのか、児童生徒にいかに環境に対する理解を深めさせたらよいかなどについて、体験等を通じて、学習技術の習得を目指しています。

(イ) 環境学習アドバイザーの派遣

市町村・住民団体等が実施する環境に関する 学習会・講座などに、講師として環境学習アド バイザーを派遣する制度です。講師への謝礼は 県が負担します。

アドバイザーの分野は、地球環境、自然・動植物環境、大気・水環境、ゴミ・リサイクル、環境学習全般に分かれています。 18年度は、アドバイザー 22名で88回の派遣を行いました。エ 拠点づくり

(ア) 環境研究センターの取り組み

環境研究センターでは、県民に県内環境に係る最前線の研究成果を身近なものとして受け止め、「環境にやさしい社会」実現のために、日常生活の見直しや正しい情報・知識の共有に基づく理解と行動がいただけるよう、研究成果の積極的な広報活動にあたっています。さらに、研究機関に併設された展示コーナー、図書コーナー、視聴覚コーナー等を備えた学習施設を活用し、環境に関する解り易い情報の提供、団体利用にあっては、研修施設でのミニ講座・ビデオ等の学習機会の提供など、より一層の理解がいただけるよう対応に努めています。

a) 公開講座の開催

環境研究センターの研究成果を中心とする講 座及び併設施設見学等学習機会提供のため、 毎月1回公開講座を開催し、18年度は12回の 開催で1.046名の参加を得ました。

b) 啓発冊子の発行

廃棄物の現状、処理システムやリサイクル の仕組み等を解りやすく解説した「ゴミとリ サイクル2007」を発行しています。

c)情報の収集・整備

環境関連の書籍やビデオ、環境白書等の市 町村情報等を収集、整備し、18年度末では蔵 書数は5,557冊、貸出用ビデオ115本となって います。

d) 市町村等啓発活動への支援

環境研究センター啓発関係総括表(平成18年度)

項目	数量
センター来館者数	769名
公開講座参加者数	1,046名
受入研修生	国内15名・海外7名
センターホームページ アクセス数	26,038回
蔵書数	5,557∰
ビデオ数 (貸し出し用)	80タイトル・115 本
パネル(貸し出し用)	44種類79枚

県民へより多くの啓発機会を提供するため、 講師の派遣、市町村や小中校などに対する情 報提供やパネル・ビデオ等を貸出しています。

e) 環境月間関連行事

環境月間関連行事として、公開講座及び研 究施設の一般公開を行いました。

f)環境学習に関する情報の提供

「大気汚染による植物観察」、「空気と水の 汚れを調べよう」など環境学習に関する情報 を環境研究センターホームページにおいて提 供しています。

g) 研修生受け入れ

環境研究センターでは環境学習の一環として、国内国外からの研修生を受け入れています。

18年度は、国内より15名(大学生インターシップ制度による研修)、海外より7名の研修生を受け入れました。

(イ) 講師等の派遣

各種機関が実施する多数の研修会、講習会等 へ講師として派遣しています。

公開講座開催状況(平成18年度)

回数	開催月	テーマ
1	5月	環境行政最前線からの報告 ①地域環境保全への取り組み、②千葉県の産業廃棄物問題の現状と課題
2	6月	ふれてみよう房総の地質環境
3	6月	バスによる廃棄物処分場の見学
4	7月	船上から知る東京湾 -港湾視察船「若潮」による東京湾視察 -
5	8月	夏休み親子リサイクル工作教室
6	9月	環境教育ワークショップ「持続可能な社会をめざして」
7	10月	水質分析ワークショップ ①市民が水質調査を行うこと (講義)、②簡易水質分析の実習
8	11月	「音」と「におい」のサイエンス - 騒音と悪臭の体験型講座 - ①騒音の話と音の実験、②ヒトの嗅覚を用いた臭気測定の話と実習
9	12月	「酸性雨」と「大気汚染」①酸性雨について、②大気の構造と汚染
10	1月	明日のために今を学ぶ「化学物質問題」 ①千葉県における化学物質対策の動向、②化学物質をメダカで知る
11	2月	地球温暖化防止講演会(主催:千葉県、千葉県地球温暖化防止活動推進センター、 ちばCO2CO2ダイエット推進県民会議)
12	3月	めぐみ豊かな千葉の環境を守る!! ①公害の時代から環境の時代へ〜リスクコミュニケーションを視野に〜 ②千葉県における環境大気常時監視測定の歴史と歩み

(2)学校教育としての取組

千葉県の学校においては、従来から、社会科や 理科を中心に、児童・生徒の発達段階に応じて、 自然と人との関わりや環境を保全することの大切 さなどを指導しています。

地域の清掃活動や、空き缶・空き瓶等のリサイクル活動は、学校種にかかわらずほとんどの学校で取り組まれています。

ア 小・中学校での取組

平成14年度より、新しい学習指導要領が全面 的に実施され、すべての小・中学校で「総合的 な学習の時間」が設けられました。この「総合 的な学習の時間」では、小・中学校の多くで環 境に関わる学習活動が展開されています。

環境問題に対する認識を深める体験的な学習 を取り入れた教育活動(浄水場や清掃工場の見 学、植栽活動等)を展開している学校も少なく ありません。

また、中学校の選択教科(社会科、理科など)の中で環境問題を取り上げるなどの取組もみられます。

イ 高等学校での取組

高等学校においても、各教科(公民科・理科・家庭科など) や総合的な学習の時間で、環境に関わる学習活動が展開されています。これら以外にも「環境科学」「環境学 I 」等の環境に関する学校設定科目を設定し教育課程に位置づけ、環境教育の推進を図る学校もあります(行徳高校、松戸矢切高校、沼南高校、茂原高校、山武農業高校、鶴舞桜が丘高校、安房水産高校)。

(3) 広報活動

環境問題に対する県民の意識の高揚を図るとともに、本県の環境の現状及び環境保全対策を一般に公表するため、印刷物・テレビ・ラジオ等を活用して広報活動を実施しており、その概要は次のとおりです。

ア 環境白書

千葉県環境基本条例第8条の規定により、環境の状況と環境の保全に関して講じた施策を県民に公表するため、昭和45年度(48年度までは

公害白書)から毎年発行しています。 白書は 県文書館で閲覧できるほか、市町村、図書館、 学校等にも配布しています。

イ 環境学習ビデオ

環境学習各分野の学習用ビデオ約180作品からなるビデオライブラリーを整備し、県庁環境政策課で貸出を行っています。

ウ 環境コーナー

県文書館に環境コーナーを設け、環境関係の 資料、図書を配置し、広く閲覧に供しています。

エ その他の広報

県で発行する「千葉県民だより」等各種広報 紙(誌)やテレビ、ラジオ等の広報媒体を利用 して、当面する環境問題及びそれに対応する施 策、お知らせ事項などの広報を実施しています。

5.パートナーシップの構築に向けて

(1)パートナーシップの必要性

環境問題は日々の暮らしと深いかかわりがあることから、住民、学校、NPO、地域団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの役割や特性を生かして取り組むことが必要です。さらに、地域社会全体の取組へと広げていくためには、お互いの立場を尊重したパートナーシップのもとで、連携・協働することが必要です。

県は、関係する各主体と連携・協働し、環境学 習の取組を推進・促進しています。

(2) こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブ事業では、子どもたちの将来 にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、環境 への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、 次世代を担う子どもたちが、地域のなかで仲間と 一緒に主体的に、地域環境、地球環境に関する学 習や具体的な取り組み・活動を展開することが期 待されます。

千葉県の*こどもエコクラブの登録状況は、19 年10月末現在、88クラブ2,492人であり、様々な 活動を行っています。

本県では、こどもエコクラブの活動を支援する ため、千葉県版情報誌「こどもエコネットちば」 を発行し、関係者全員に配布しています。また、 毎年、こども環境会議を開催し、各クラブの活動 を紹介するとともに、クラブ間相互の交流を図っ ています。18年度は、1月13日に千葉市美術館で 開催し、5団体の活動事例発表や自然観察用器具 の製作が行われました。

企業の中には、こどもエコクラブの活動を積極 的に支援する動きもあり、子どもたちの環境保全 活動を通じて、市民・企業・行政の連携による活 動の輪の広がりも期待されます。

(3)市民・NPO・企業・行政の連携

本県では、環境シンポジウム千葉会議やエコメッセinちば(環境活動見本市)を市民、企業、行政のパートナーシップによる実行委員会形式で開催し、より良い「環境づくり」を目指しており、その概要は次のとおりです。

ア 環境シンポジウム千葉議会の開催

「環境シンポジウム千葉会議」は、市民・大学・企業・行政の連携・協力の下、環境学習と環境保全活動を推進することを目的に、7年度から開催されています。このシンポジウムの分科会から、「地球温暖化の防止」や「ごみ問題」に対する市民の自主的なネットワークが生まれています。

イ エコメッセ in ちばの開催

市民・企業・行政などが、環境問題解決のための目標と方法をともに考え、それぞれの役割を果たし、連携して行動するとともに、県民一人ひとりが自分たちのできることから環境問題解決のための行動を起こす契機とすることを目的に、8年度から開催しています。

本県は、これからも、こうした活動を通じて、 市民・NPO・企業・大学・行政などのパート ナーシップによる環境保全活動を展開するとと もに、県民一人ひとりに環境学習の環を広げ、 持続可能な社会づくりに向けて、問題解決力を 身につけ主体的に行動できる人づくりをめざし ます。

第2節 地域での取組

今日の環境問題を解決していくためには、行政・県民・事業者など様々な主体が、それぞれの 地域において日常生活や事業活動に起因する環境 への負荷を減らしていくための行動を自主的かつ 積極的に行うことが不可欠となっています。

近年、環境問題の深刻さが認識されるとともに、 その解決に向けて各主体の地域に根ざした環境保 全活動と連携による取組が広がりつつあります。

今後とも、各主体の公平な役割分担の下に、情報交換や交流を通じた相互の協力・連携を図り、 取組の輪を一層広げていくことが期待されます。

1. 市町村の取組

市町村は、地域の実情を十分把握している住民に最も身近な行政機関であり、様々な主体と直接触れ合う多くの機会を有していることから、地域における環境保全・再生の取組の中核として行動しなければなりません。

そのため、各主体との幅広い連携のもとに、地域の特性に応じた環境施策を、自ら策定し、自ら推進していくことが強く求められます。

特に、地域に根ざした住民参加型の施策を積極 的に推進することが、市町村には期待されます。

(1)地球環境

オゾン層の破壊、温暖化などの地球環境問題への対応として、温暖化対策の実行計画を策定し温室効果ガスの排出抑制を図るほか各種取組を実施するとともに住民向けの普及啓発などを行っています。

(2)自然環境

指定を受けた樹林・樹木の保全に関する助成制 度などを設けることにより、緑豊かな生活環境の 保全を図っています。

また、野生生物を保護し、人と自然とのふれあいを促進するため、生息環境の整備や住民が参加 した自然環境調査を行っています。

(3)大気環境

大気環境保全の啓発活動として小・中学校にお

いて環境学習の一環として観察会などを実施しています。

また、大気汚染防止対策の一つとして、電気自動車・天然ガス自動車等の低公害車を公害パトロール車やごみ収集車として導入し、普及に努めています。

(4)水環境

水質汚濁防止対策として河川に流入する都市下 水路等に水質浄化装置を設置、河川の直接浄化を 図っています。

また、水質汚濁の原因である生活排水の対策として、合併処理浄化槽設置に対する補助金制度を 設けています。

(5)地質環境

地下水の採取等による湧水の枯渇化を防ぐため、 雨水浸透ますの設置により地下水の保全を図って います。

また、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染の対策として、地下水の水質調査による汚染状況の把握・除去対策を行っています。

(6)廃棄物

コンポスト容器購入費に対する補助によりごみ の減量化を、また、分別収集の実施や各種啓発活 動、リサイクル活動を行っている団体等に対する 助成により再資源化の推進を図っています。

2. 県民の取組

県民は、様々な環境問題により影響を受ける一方で、自らの日常活動によって環境へ負荷を与えています。このため、県民一人ひとりが豊かな感受性を持ち、これまでの物的な豊かさや時間的な効率を優先する生活を見直して、豊かで質の高い生活を求めながらも、同時に環境への影響にも配慮するよう暮らしのあり方を見直していくことが必要です。

日常生活のなかで、できるところから、省エネルギー・省資源など環境への負荷の低減に資する 行動や、身近な環境をよりよいものにしていくための行動に、取り組んでいくことが望まれます。 また、環境配慮型製品の購入や環境に対する社 会貢献活動への評価などを通じて、事業者に対し て環境保全の取組を促すことが期待されます。

さらには、環境に関連する市町村、県、国等の施策に関心を持ち、意見を述べることなど、積極的な係わりを持つことも重要です。

3. N P O 等の民間団体の役割

県民や事業者により組織された環境の保全などを目的とするNPO等の民間団体が、資源リサイクル、緑化、環境教育・環境学習、調査研究など幅広い活動に主体的・組織的に取り組んでおり、大きな成果を挙げています。

また、消費者団体、生産者団体、労働組合、事業者団体、学術団体、協同組合など多くの民間団体も、環境を守り育てる取組を活発に行っています。

NPO等の民間団体によるこのような取組を社会全体に広げていくことが、あらゆる主体が環境について考え、行動する千葉県を築いていくことにつながります。

さらに、これらの団体には、自ら具体的な環境を守り育てる活動を行うことに加えて、専門的な情報をわかりやすく県民に伝えること、事業者、教育機関、市町村、県などの取組を評価し、専門的な知識・能力を活かして提言を行うことなどもその役割として期待されます。

4. 事業者の取組

私たちの社会システムのあり方そのものが問われているなかで、経済活動の大きな部分を占める事業者の役割は重要です。事業者は、あらゆる事業活動に際して、環境に関する法令等の遵守を徹底することに加えて、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減などを進めることにより、環境負荷の低減に努めなければなりません。

また、事業者には、環境保全のための新たな技術の開発や、環境配慮型商品の生産・販売、環境保全サービスの提供などにより、消費や廃棄の段階における環境負荷の軽減にも寄与することが望

まれます。

さらに、自らの事業活動に関する環境情報の提供や県民とのコミュニケーションに積極的に取り組むことが必要です。

地域社会のなかで、他の主体との協力・連携を 図りながら、地域の環境を守り育てる活動に取り 組むとともに、従業員一人ひとりの環境保全意識 の向上に努めることも重要です。

(1)最新技術の導入

工場からのばい煙等汚染物質については、燃料のガス化が進み、排ガス処理装置に高度な最新技術が用いられる等、排出量のさらなる削減が図られています。

また、生産施設等のエネルギー効率も、飛躍的 な進歩を遂げています。

(2)自主管理体制の充実

最近、企業においては、従来の法的規制にとどまらず、社会の一員として環境に関する基本的な考え方を方針として示し、それを具体的に実施・管理するための社内体制を整備するところが増えつつあります。

たとえば、化学業界では、化学物質の開発から製造、流通、最終消費をへて廃棄に至る全ライフサイクルにわたって「環境・安全」を確保することを経営方針において公約し、安全・健康・環境面の対策を実行し改善を図っていく自主管理活動「レスポンシブル・ケア」を積極的に取り入れています。

また、他業界でも、環境保全活動を進める上で、 方針や目標・計画を定め(PLAN)、確実に実施 (DO)、取り組み状況を測定・評価し(CHECK)、 見直しと改善を図る(ACTION)という仕組み を取り入れ、課題や問題点の効率的な発見を行い 自主的に管理する「環境マネジメントシステム」 を導入し、自主管理体制の整備をするところが増 えています。

(3)国際協力

国際的に日本企業の有する公害防止技術に対する期待が高まるなかで、企業が蓄積してきた技術を積極的に海外移転し、進んで国際協力に参画す

るなど、地球環境保全意識の高揚に努めています。

特に、製鉄、石油、電気といった基幹産業においては、今後大きく発展することが予測される中国や東南アジア諸国などに対し、ばい煙処理技術や工程管理などの技術移転を推進しており、これら地域の環境保全に貢献しています。

(4)地域社会との相互理解の推進

一部の企業では、定期的な地域祭などイベントの開催、場内施設の積極的な一般開放等の社会活動を通じて地域社会との相互理解の推進を図っています。

また、企業が主体的に地域環境保全のための具体的な行動計画を策定・実践し、一般住民に対する環境保全に関する啓発に貢献している例も見られます。